



平成 28 年

第 3 回市議会（臨時会）

議 案

荒 尾 市

平成 2 8 年 第 3 回 荒 尾 市 議 会 (臨 時 会) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 4 8 号	専決処分について（荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）	1
議第 4 9 号	専決処分について（荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）	7
議第 5 0 号	専決処分について（荒尾市国民健康保険税条例の一部改正）	13
議第 5 1 号	専決処分について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）	19
議第 5 2 号	専決処分について（荒尾市税条例等の一部改正）	25
議第 5 3 号	専決処分について（荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正）	47
議第 5 4 号	平成 2 8 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 号）	59
議第 5 5 号	平成 2 8 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	71

専決処分について

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年5月24日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の専決処分
について

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

専決処分について

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年5月24日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域
密着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第39条、」を「第39条（第5項を除く。）、」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年5月24日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第22条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年5月24日提出

荒尾市長 山下慶一郎

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例
の専決処分について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

荒尾市長 山下慶一郎

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例
別紙添付

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年5月24日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の
専決処分について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市税条例等の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市税条例等の一部を改正する条例

(荒尾市税条例の一部改正)

第1条 荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を

加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出

があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」

に改め、同条第3項中「法第321条の8第1項」を「、法第321条の8第1項」に、「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号

の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康
安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に
供するものに限る。)」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改
める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽
自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該
軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443
条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」
に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」
を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「も
の」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等
の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収につい
ては、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者
(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)
又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等につい
て、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上
の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動
車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項におい
て「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上
の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第

2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。) 以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第 8 1 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 8 1 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 8 1 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 1 0 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 8 1 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 8 2 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」

に改め、同条第2号ア及びイを次のよう改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の」を「、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第10項を同条第15項とし、同条第9項を同条第14項とし、同条第8項を同条第13項とし、同条第7項の次に次の5項を加える。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の

4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「荒尾市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア (ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア (ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第8

		2条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ)b の項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条 例附則第6条の規 定により読み替え て適用される第8 2条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項中「、新条例」を「、荒尾市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中荒尾市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中荒尾市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、荒尾市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項

の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

- (2) 第1条中荒尾市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中荒尾市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

- (3) 第1条中荒尾市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の荒尾市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行

の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資

産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

専決処分について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年5月24日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例の一
部を改正する条例の専決処分について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例の一
部を改正する条例

別紙添付

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担等に関する条例の一
部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第59条第2項」を「第59条第2号」に改める。

別表第1備考4を次のように改める。

4 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯（(2)から(6)までに規定する者は、障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないものに限る。）（以下「ひとり親世帯等」という。）であって、当該世帯の階層がC階層に該当する場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一世帯に属する者である場合を除く。）の属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者の属す

る世帯

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者が属する世帯
- (7) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

別表第1備考に次のように加える。

5 負担額算定基準子ども（令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）

イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）

(最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。)

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)

6 特定被監護者等(令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がC階層に該当する場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年

長負担額算定基準小学校就学前子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）

7 支給認定子どもの属する世帯がひとり親世帯等である場合における6の適用については、6中「次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは、「0円」とする。

8 養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

別表第2備考6から8までを次のように改める。

6 この表の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯がひとり親世帯等であって、当該世帯の階層がB階層に該当する場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円とし、当該世帯の階層がC階層、D1階層、D2階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未満のものに限る。）に該当する場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

7 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども

(2) 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）

である支給認定子ども 0円

8 特定被監護者等が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）に該当する場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校

就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準
小学校就学前子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就
学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除
く。）

別表第2備考に次のように加える。

- 9 支給認定子どもの属する世帯がひとり親世帯等である場合
における8の適用については、8中「又はD2階層（所得割の
額が57,700円未満のものに限る。）」とあるのは「、D2
階層、D3階層又はD4階層（所得割の額が77,101円未
満のものに限る。）」と、「次に掲げる支給認定子どもの区分に
応じ、当該区分ごとに定める額」とあるのは「0円」とする。
- 10 里親（児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をい
う。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、
この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 11 熊本県多子世帯子育て支援事業の対象となる支給認定子
どもの利用者負担額は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5
条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日
（以下「施行日」という。）以後に行われる子ども・子育て支援
法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教
育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、
同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第29条第1項に
規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）
について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等について

は、なお従前の例による。

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,400,585千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月24日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		351,985	585	352,570
	2 基金繰入金	351,985	585	352,570
歳 入 合 計		20,400,000	585	20,400,585

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		206,977	585	207,562
	1 議会費	206,977	585	207,562
歳 出 合 計		20,400,000	585	20,400,585

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	206,977	585	207,562
歳 出 合 計	20,400,000	585	20,400,585

2 歳 入

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
18	繰入金	351,985	585	352,570
	2 基金繰入金	351,985	585	352,570
	1 基金繰入金	351,985	585	352,570

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	585	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	206,977	585	207,562		585
1	議会費	206,977	585	207,562		585
1	1 議会費	206,977	585	207,562		585

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	410	1 議会管理費	585
		費用弁償	(288)
13 委 託 料	175	普通旅費	(122)
		その他委託料	(175)
		委員会議事録作成委託料	(175)

平成 2 8 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 2 , 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 4 1 3 , 6 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 5 月 2 4 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸 収 入		23,513	82,400	105,913
	4 雑 入	22,413	82,400	104,813
歳 入 合 計		9,331,235	82,400	9,413,635

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 前年度繰上充用金		0	82,400	82,400
	1 前年度繰上充用金	0	82,400	82,400
歳 出 合 計		9,331,235	82,400	9,413,635

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
13 前年度繰上充用金	0	82,400	82,400
歳出合計	9,331,235	82,400	9,413,635

2 歳 入

(款) 11 諸 収 入
(項) 4 雑 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	諸 収 入	23,513	82,400	105,913
4	雑 入	22,413	82,400	104,813
5	雑 入	14,313	82,400	96,713

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	82,400	1 雑入

3 歳 出

(款) 13 前年度繰上充用金
 (項) 1 前年度繰上充用金

13	前年度繰上 充用金	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		0	82,400	82,400		82,400
1	前年度繰上 充用金	0	82,400	82,400		82,400
1	前年度繰上 充用金	0	82,400	82,400		82,400

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 補償、補填 及び賠償金	82,400	1 前年度繰上充用金 前年度繰上充用金	82,400 (82,400)